

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、改正法附則第18条第4項の規定にもとづき届出を行なった電気特定小売供給約款（2023年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則2（口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置）に定める口座振替割引額および附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 （円 銭）	円 銭 （円 銭）
定額電灯 需要家料金		
1 契約につき	77.00 （0.00）	7.00 （0.00）
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	74.52 （1.27）	6.77 （0.11）
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	111.67 （2.56）	10.15 （0.23）
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	185.97 （5.14）	16.91 （0.47）
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	260.24 （7.69）	23.66 （0.70）
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	408.81 （12.82）	37.16 （1.16）
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	408.81 （12.82）	37.16 （1.16）

(注) ( )内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	201.15 (3.83)	18.29 (0.35)
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	334.09 (7.65)	30.37 (0.69)
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペア までごとに	334.09 (7.65)	30.37 (0.69)
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 15キロワット時まで	433.41 (92.40)	39.40 (8.40)
電力量料金		
15キロワット時をこえ 120キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.31 (0.00)	1.85 (0.00)
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.71 (0.00)	2.34 (0.00)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.70 (0.00)	2.61 (0.00)
従量電灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペア につき	416.94 (20.94)	37.90 (1.90)
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.91 (0.00)	1.63 (0.00)
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.12 (0.00)	1.92 (0.00)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.63 (0.00)	2.15 (0.00)
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまで の場合	7.70 (0.12)	0.70 (0.01)
総容量が50ボルトアンペアを こえ100ボルトアンペアまでの 場合	15.40 (0.23)	1.40 (0.02)
総容量が100ボルトアンペアを こえ500ボルトアンペアまでの 場合100ボルトアンペアまでご とに	15.40 (0.23)	1.40 (0.02)

(注) ( )内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	154.04 (2.29)	14.00 (0.20)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	154.04 (2.29)	14.00 (0.20)
臨時電灯B 最低料金		
1契約につき最初の15キロワット時まで	680.42 (83.64)	61.86 (7.61)
電力量料金 上記をこえる		
1キロワット時につき	32.22 (0.01)	2.93 (0.00)
臨時電灯C 基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	467.83 (27.83)	42.53 (2.53)
電力量料金 1キロワット時につき	26.63 (0.01)	2.42 (0.00)
公衆街路灯A 需要家料金		
1契約につき	69.30 (0.00)	6.30 (0.00)
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	66.71 (1.27)	6.06 (0.11)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	100.45 (2.56)	9.13 (0.23)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	167.93 (5.14)	15.27 (0.47)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	235.38 (7.69)	21.40 (0.70)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	370.31 (12.82)	33.66 (1.16)
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	370.31 (12.82)	33.66 (1.16)
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	181.35 (3.83)	16.49 (0.35)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	301.09 (7.65)	27.37 (0.69)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	301.09 (7.65)	27.37 (0.69)

(注) ( )内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 15キロワット時まで 電力量料金 上記をこえる 1キロワット時につき	 394.31 (92.40)  19.29 (0.00)	 35.85 (8.40)  1.75 (0.00)
公衆街路灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペア につき 電力量料金 1 キロワット時につき	 383.94 (20.94)  16.65 (0.00)	 34.90 (1.90)  1.51 (0.00)
低圧電力 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき  電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 1,100.84 (22.84)  14.43 (0.00) 12.95 (0.00)	 100.08 (2.08)  1.31 (0.00) 1.18 (0.00)
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力 1 キロワット 1 日につき 従量制供給の場合 電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 191.84 (7.70)  17.69 (0.00) 15.93 (0.00)	 17.44 (0.70)  1.61 (0.00) 1.45 (0.00)
農事用電力 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき  電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 649.84 (22.84)  9.98 (0.00) 8.91 (0.00)	 59.08 (2.08)  0.91 (0.00) 0.81 (0.00)

(注) ( )内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則 2 (口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置)  
に定める口座振替割引額

単 位	口座振替割引額	消費税等相当額
1 契約につき	円 銭 55.00	円 銭 5.00

(3) 附則 4 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)  
に定める料金率

区分および単位	料 金 率 円 銭 (円 銭)	消費税等相当額 円 銭 (円 銭)
契約使用期間 最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	4,358.76 (19.47)	396.25 (1.77)
1キロワット	6,116.80 (38.94)	556.07 (3.54)
2キロワット	9,543.19 (78.21)	867.56 (7.11)
3キロワット	13,016.06 (117.15)	1,183.28 (10.65)
3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに	2,149.15 (38.94)	195.38 (3.54)
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	32.70 (0.65)	2.97 (0.06)
1キロワット	43.82 (1.30)	3.98 (0.11)
2キロワット	90.06 (2.61)	8.19 (0.24)
3キロワット	138.66 (3.91)	12.61 (0.36)
3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに	55.79 (1.30)	5.07 (0.12)

(注) ( )内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載